

令和5年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資 料

令和5年11月20日

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

# 目 次

	ページ
公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について	1
令和4年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について	3
参考(1) 原油価格等の値動きの推移	5
参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際(県下3浴場の例)	7
公衆浴場入浴料金算出方法	9
入浴料金改定額(試算)	11
令和5年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数	13
<参考> 1週間当たりの入浴者数調査(詳細データ)	15
神奈川県公衆浴場施設数(同業組合加入状況)	17
神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移	19
県内公衆浴場の廃業の状況	21
全国公衆浴場入浴料金一覧表(料金順)	23
令和5年度 県の公衆浴場対策	25
令和5年度 県内各市の公衆浴場対策	26
神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱	29

## 【巻末】

別表1 「経営実態調査・原価計算表の項目説明(厚生省環境衛生局長通知による項目)」

別表2 「令和4年度政府経済見通し「主要経済指標」」

○偶数ページに解説を掲載しています。

※26 ページを除く。

## 公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

令和5年9月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合  
理事長 安田 信篤



### 公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域コミュニティーの場として、また、住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在である、とわたしたちは自負しております。

また、日本の伝統的文化の継承の場としてもその社会的な使命を果たしてまいりました。

このような役割を担う公衆浴場の入浴料金は、その公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、その価格上限が規制されている商品サービスであり、直近の県内公衆浴場の経営実態を調査し、学識経験者等によって構成される「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されるという慎重な手続きにより決定をいただいているところです。

公衆浴場を取り巻く現在の状況ですが、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に移行したものの、利用者数は、流行する前の水準には戻っておりません。

また、原油価格等の物価高騰や人件費の高騰により、公衆浴場の経営は非常に苦しいものとなっております。

このような状況下で、当組合として、本年度の入浴料金について対応を検討してまいりました。

その中では、多くの県民の皆さまにできるだけ低料金で快適な入浴サービスを提供することが、業界の使命であると認識しつつも、公衆浴場の経営が厳しさを増す現状を鑑みると、令和4年9月に統制額の改定があったところではありますが、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めております。

つきましては、今年度の入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとした諸問題についてもご討議願いたく、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。



【1ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の要望の趣旨は以下のとおりです。

「現行の入浴料金は、令和4年9月に改定したものですが、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少は回復しておらず、加え、原油価格等の物価高騰や人件費の高騰により、経営努力だけでは限界に達していることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めています。」

## 令和4年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

### (1) 令和4年公衆浴場経営実態調査の概要（令和5年4月実施）

昭和38年8月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内25浴場の令和4年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

### (2) 入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から令和5年の収支を推計した。

公衆浴場経営実態調査に基づく令和5年推計額調べ（月額）（単位：円）

科目	R4年実績(A) (1~12月)	令和5年推計(B) (A)に人件費、燃料費等の変動を加味)	影響額(B)-(A)	備考	
1 入浴料金収入	892,210	892,210	0		
2 附帯事業収入	88,487	88,487	0		
3 営業外収入	295,634	295,634	0		
4 補助金	134,653	128,997	△ 5,655	95.8%	予算額の増減額に比例させて算出
収入合計	1,410,983	1,405,328	△ 5,655		
5 人件費	399,186	411,162	11,976		
事業主	191,503	197,248	5,745	103.0%	R5政府経済見通し「雇用者報酬」を反映
従業員	207,683	213,914	6,231	103.0%	
6 用水費	40,007	40,007	0		
7 燃料費	163,622	134,825	△ 28,798	82.4%	原油価格等の値動きの推移(p5 参考(1))を反映
8 光熱費	128,210	130,390	2,180	101.7%	R5政府経済見通し「消費者物価」を反映
9 備品消耗品費	52,550	53,444	893	101.7%	
10 旅費交通費	2,242	2,242	0		
11 会費及び交際費	23,187	23,187	0		
12 保険料	23,631	23,631	0		
13 賃借料	79,755	79,755	0		
14 修繕費	74,328	75,591	1,264	101.7%	R5政府経済見通し「消費者物価」を反映
15 厚生費	21,181	21,181	0		
16 減価償却費	161,634	161,634	0		
17 建物再調達費	78,718	78,718	0		
18 公租公課	71,923	71,923	0		
19 支払利子	23,240	23,240	0		
20 特別損失	12,257	12,257	0		
21 雑費	100,351	102,057	1,706	101.7%	R5政府経済見通し「消費者物価」を反映
22 附帯事業費	52,826	52,826	0		
経費計	1,508,848	1,498,069	△ 10,779		
資本報酬	29,185	29,185	0		
附帯事業報酬	35,660	35,660	0		
支出合計	1,573,694	1,562,914	△ 10,779		
過不足額	△ 162,711	△ 157,587			

### 【3 ページ解説】

#### 令和4年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

- 公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も4月に中小企業診断士に委託して、県下25の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表1を参照）。
- その調査結果に基づき、「(2) 入浴料金原価計算書」の「令和4年実績 (A)」欄に、1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が1,410,983円、支出合計が1,573,694円で、月額平均162,711円の不足（赤字）となっております。
- 「令和5年推計 (B)」欄は、「平成4年実績 (A)」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和5年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、157,587円の赤字となります。
- なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「4 補助金」 95.8%

補助金（県+市町村）合計額の令和4年度予算額に対する令和5年度予算額の割合（27ページ参照）

「5 人件費」 103.0%

R5 政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表2参照）

「7 燃料費」 82.4%

原油価格等の値動きの推移を反映（5ページ参照）

「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」 101.7%

R5 政府経済見通し「消費者物価」を反映（巻末の別表2参照）

参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	令和4年6月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	令和4年6月 を100とした 場合の価格指 数
令和3年 12月	82.31	113.99	59,012	61.6%	744.23	84,835	83.8%
令和4年 1月	79.69	114.93	57,609	60.1%	713.67	82,022	81.0%
” 2月	86.75	114.83	62,660	65.4%	827.60	95,033	93.9%
” 3月	91.82	115.88	66,928	69.8%	755.06	87,497	86.4%
” 4月	108.18	122.81	83,567	87.2%	814.00	99,967	98.8%
” 5月	107.82	129.22	87,634	91.4%	807.98	104,407	103.2%
令和4年 6月	116.92	130.37	95,877	100.0%	776.38	101,216	100.0%
” 7月	116.36	136.03	99,563	103.8%	937.25	127,494	126.0%
” 8月	112.47	135.22	95,657	99.8%	1036.03	140,092	138.4%
” 9月	110.86	139.93	97,571	101.8%	1177.66	164,790	162.8%
” 10月	106.03	145.07	96,755	100.9%	1078.78	156,499	154.6%
” 11月	100.47	146.25	92,419	96.4%	922.88	134,971	133.3%
” 12月	95.12	137.98	82,551	86.1%	979.77	135,188	133.6%
令和5年 1月	88.27	132.09	73,336	76.5%	969.21	128,023	126.5%
” 2月	87.88	130.35	72,049	75.1%	912.43	118,935	117.5%
” 3月	85.43	134.90	72,488	75.6%	772.51	104,212	103.0%
” 4月	83.53	132.18	69,448	72.4%	704.69	93,147	92.0%
” 5月	86.45	135.37	73,610	76.8%	660.86	89,461	88.4%
令和5年 6月	82.14	139.27	71,957	75.1%	625.07	87,053	86.0%
” 7月	80.47	142.35	72,053	75.2%	625.54	89,046	88.0%

※参考「令和3年6月の原油価格等の値動きの推移」

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	令和4年6月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	令和4年6月 を100とした 場合の価格指 数
令和3年 6月	69.14	109.49	47,614	71.1%	472.08	51,688	59.1%

※原油・天然ガス価格は、財務省貿易統計記載のCIF値(産油・産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格)

実態調査 燃料費の内訳 (月平均)

燃料費 (円)	内訳				
	重油	廃油	雑燃	混合	Gas
163,622	9,326	0	6,709	38,124	109,463
	5.7%	0.0%	4.1%	23.3%	66.9%

**令和5年燃料費の推定係数  $82.4\% = 75.1 \times (100 - 66.9) / 100 + 86.0 \times 66.9 / 100$**



## 【5ページ解説】

### 参考（1） 原油価格等の値動きの推移

- この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移を示しています。
- 原油価格のうち、原油円価を見ると、令和4年7月をピークに原油価格は下落しています。令和4年6月の原油円価を100とした場合、令和5年6月の価格指数は、75.1%となっております。
- 天然ガスでは、令和4年9月をピークに、天然ガス価格は下落しており、令和4年6月の円換算による天然ガス価格を100とした場合、令和5年6月の価格指数は、86.0%となります。
- また、5ページの下の方にあるとおり、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、66.9%となっております。
- 令和5年の燃料費の推定係数については、原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、**令和5年の推定燃料費は、昨年価格の82.4%と算出しました。**
- なお、令和4年6月の原油円価及び円換算による天然ガス価格をそれぞれ100とした場合、令和3年6月の原油円価の価格指数は71.1%、令和3年6月の円換算による天然ガス価格指数は59.1%です。

参考（２） 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実績（県下３浴場の例）

調査年月	浴場	ガ ス			電 気		
		使用量	単 価	金 額	使用量	単 価	金 額
		m	円	円	kw	円	円
H27年 5月	A浴場	8,877	101	893,866	24,705	22	551,719
	B浴場	4,143	103	427,418	2,613	35	90,871
				7,028	25	172,961	
C浴場	4,006	83	331,736	8,059	26	209,534	
H28年 5月	A浴場	9,155	65	591,061	24,826	18	457,922
	B浴場	3,830	69	263,188	2,728	30	82,536
				7,232	20	144,552	
C浴場	3,891	67	260,929	8,248	22	185,285	
H29年 5月	A浴場	7,589	62	471,635	24,189	18	445,427
	B浴場	3,579	66	236,465	2,515	31	78,100
				7,510	20	153,659	
C浴場	3,319	66	220,226	11,321	22	252,699	
H30年 5月	A浴場	7,411	67	500,049	23,357	19	454,938
	B浴場	3,591	70	251,797	2,511	32	79,368
				6,575	22	143,053	
C浴場	3,247	72	233,743	7,614	24	182,675	
R01年 5月	A浴場	10,114	75	762,531	23,337	19	443,161
	B浴場	3,055	90	275,692	6,843	23	158,706
					2,141	30	63,627
C浴場	4,419	77	341,803	7,780	24	186,073	
R02年 5月	A浴場	8,305	69	573,318	22,392	18	407,616
	B浴場	4,619	56	270,251	6,784	22	152,358
					2,299	29	67,636
C浴場	3,593	72	260,052	6,342	26	167,921	
R03年 5月	A浴場	10,361	61	628,725	22,491	17	385,264
	B浴場	3,028	59	210,496	7,042	22	155,357
C浴場	2,762	69	191,849	6,526	26	170,588	
R04年 5月	A浴場	9,842	98	969,092	21,996	23	514,468
	B浴場	3,691	103	381,059	7,276	28	200,942
C浴場	3,014	104	313,033	8,439	28	234,672	
R05年 5月	A浴場	8,480	105	887,583	21,832	24	530,827
	B浴場	3,360	91	336,940	7,153	22	157,805
					2,114	31	65,432
C浴場	2,860	108	308,618	7,431	43	317,540	

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額（３浴場の平均）

調査年月	ガス平均 支払額 (円)	指数	電気平均 支払額 (円)	指数
		R04年 5月を100とした指数		
H27年 5月	551,007	99.4	341,695	100.2
H28年 5月	371,726	67.1	290,098	85.1
H29年 5月	309,442	55.8	309,962	90.9
H30年 5月	328,530	59.3	286,678	84.1
R01年 5月	460,009	83.0	285,982	83.9
R02年 5月	367,874	66.4	265,177	77.8
R03年 5月	343,690	62.0	257,292	75.5
R04年 5月	554,395	100.0	340,895	100.0
R05年 5月	511,047	92.2	357,201	104.8

**【7ページ解説】**

**参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際  
（県下3浴場の例）**

○燃料にガスを使っている組合員の中から、3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。

## 公衆浴場入浴料金算出方法

- (1) 令和5年推計過不足額(月額) △ 157,587円
- (2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額  
 $157,587 \text{ 円} \div 26 \text{ 日} \approx \boxed{6,061 \text{ 円}}$   
 (月平均営業日: (365日 - 52日) / 12月  $\approx$  26日)
- (3) 令和5年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数

	令和5年 (4/1~4/7)	令和4年
大人 (500円)	66.5人(実績)	68.1人(推計)
中人 (200円)	1.1人(実績)	1.1人(推計)
小人 (100円)	0.6人(実績)	0.6人(推計)
1日当たり入浴料金収入	33,530円(想定)	34,316円
1月当たり入浴料金収入	871,780円(想定) (A)	892,210円 (B)

[備考]

68.1人 = 66.5人(実績) 人  $\times$  (B) / (A)

1.1人 = 1.1人(実績) 人  $\times$  (B) / (A)

.6人 = 0.6人(実績) 人  $\times$  (B) / (A)

## 【9 ページ解説】

### 公衆浴場入浴料金算出方法

- 「(1) 令和5年推計過不足額(月額)」は、3ページで算出した通り、157,587円の赤字となっております。
- 「(2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額」は、(1)の推計不足額を解消するため、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、1営業日あたり6,061円の収入額の増加が必要となります。
- 「(3) 令和5年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数」は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数です。実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である892,210円(B)と、令和5年4月1日から7日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入(A)との比率から、令和4年における1日あたりの入浴者数は大人が68.1人、中人が1.1人、小人0.6人と推計しました。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数 (推計)	現行		改定案 ①		改定案 ②		改定案 ③		(参考) 収支均衡させる ための改定	
		料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入	料金	入浴収入
大人	68.1	500円	34,050円	510 (+10)	34,731円	520 (+20)	35,412円	530 (+30)	36,093円	590 (+90)	40,179円
中人	1.1	200円	220円	200 (+0)	220円	200 (+0)	220円	200 (+0)	220円	200 (+0)	220円
小人	0.6	100円	60円	100 (+0)	60円	100 (+0)	60円	100 (+0)	60円	100 (+0)	60円
合計	69.8		34,330円		35,011円		35,692円		36,373円		40,459円
料金改定による 収支改善額(A)			0円		681円		1,362円		2,043円		6,129円
1日当り過不足額 (B)			△ 6,061円		△ 6,061円		△ 6,061円		△ 6,061円		△ 6,061円
料金改定による 収支(A)+(B)			△ 6,061円		△ 5,380円		△ 4,699円		△ 4,018円		68円
値上率			-		2.00%		4.00%		6.00%		18.00%
予想される効果 (利用者数に変動がない場合)					・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。		・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。		・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。		
予想される問題点					・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。		・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。		・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。		

## 【11 ページ解説】

### 入浴料金改定額(試算)

- 「現行料金」、「改定案①、改定案②及び改定案③」、「(参考) 収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の1営業日ごとの入浴収入の合計額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。
- 改定案①は、大人料金が510円で10円の値上げとし、中人料金が200円、小人料金が100円でともに据置きとした場合で、値上げ率は2.00%となります。この場合、負担増から利用者数の減少が予想されるものの、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- 改定案②は、大人料金が520円で20円の値上げとし、中人料金と小人料金は200円、100円でともに据置きとした場合で、値上げ率は4.00%となります。この場合も改定案①と同様に、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- 改定案③は、大人料金が530円で30円の値上げとし、中人料金と小人料金は200円、100円でともに据置きとした場合で、値上げ率は6.00%となります。この場合も改定案①、②と同様に、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- また、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は90円の引き上げで590円となります。この場合、1日あたり6,129円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、値上げ率は18.00%となります。

令和5年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数

				日本人		外国人		合計	
					%	人数	%	人数	%
大人	大人 (65歳以上)	男	固定客	2,411	20.2%				
			一見客	562	4.7%				
			計	2,973	24.9%				
		女	固定客	1,416	11.9%				
			一見客	149	1.2%				
			計	1,565	13.1%				
	計	固定客	3,827	32.0%					
		一見客	711	6.0%					
		計	4,538	38.0%					
	大人 (12歳～64歳)	男	固定客	3,491	29.2%				
			一見客	1,751	14.7%				
			計	5,242	43.9%				
		女	固定客	1,536	12.9%				
			一見客	279	2.3%				
			計	1,815	15.2%				
	計	固定客	5,027	42.1%					
		一見客	2,030	17.0%					
		計	7,057	59.1%					
大人 計	男	固定客	5,902	49.4%	2	0.0%	5,904	49.4%	
		一見客	2,313	19.4%	19	0.2%	2,332	19.5%	
		計	8,215	68.8%	21	0.2%	8,236	69.0%	
	女	固定客	2,952	24.7%	19	0.2%	2,971	24.9%	
		一見客	428	3.6%	3	0.0%	431	3.6%	
		計	3,380	28.3%	22	0.2%	3,402	28.5%	
計	固定客	8,854	74.1%	21	0.2%	8,875	74.3%		
	一見客	2,741	23.0%	22	0.2%	2,763	23.1%		
	計	11,595	97.1%	43	0.4%	11,638	97.4%		
中 人	男	固定客	85	0.7%	0	0.0%	85	0.7%	
		一見客	44	0.4%	0	0.0%	44	0.4%	
		計	129	1.1%	0	0.0%	129	1.1%	
	女	固定客	40	0.3%	0	0.0%	40	0.3%	
		一見客	32	0.3%	0	0.0%	32	0.3%	
		計	72	0.6%	0	0.0%	72	0.6%	
計	固定客	125	1.0%	0	0.0%	125	1.0%		
	一見客	76	0.6%	0	0.0%	76	0.6%		
	計	201	1.7%	0	0.0%	201	1.7%		
小 人	男	固定客	31	0.3%	0	0.0%	31	0.3%	
		一見客	25	0.2%	2	0.0%	27	0.2%	
		計	56	0.5%	2	0.0%	58	0.5%	
	女	固定客	24	0.2%	0	0.0%	24	0.2%	
		一見客	22	0.2%	0	0.0%	22	0.2%	
		計	46	0.4%	0	0.0%	46	0.4%	
計	固定客	55	0.5%	0	0.0%	55	0.5%		
	一見客	47	0.4%	2	0.0%	49	0.4%		
	計	102	0.9%	2	0.0%	104	0.9%		
合 計	男	固定客	6,018	50.4%	2	0.0%	6,020	50.4%	
		一見客	2,382	19.9%	21	0.2%	2,403	20.1%	
		計	8,400	70.3%	23	0.2%	8,423	70.5%	
	女	固定客	3,016	25.3%	19	0.2%	3,035	25.4%	
		一見客	482	4.0%	3	0.0%	485	4.1%	
		計	3,498	29.3%	22	0.2%	3,520	29.5%	
計	固定客	9,034	75.6%	21	0.2%	9,055	75.8%		
	一見客	2,864	24.0%	24	0.2%	2,888	24.2%		
	計	11,898	99.6%	45	0.4%	11,943	100.0%		

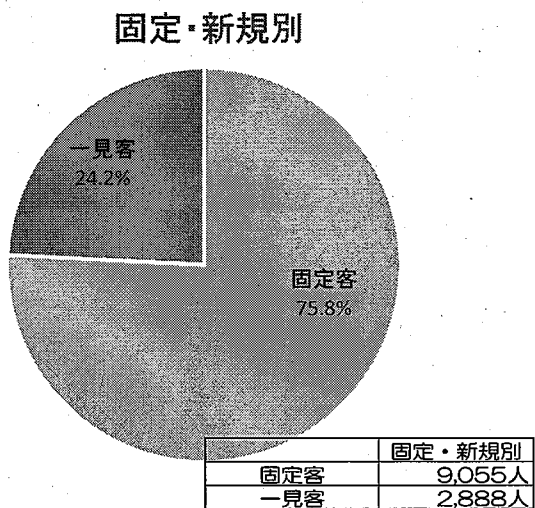
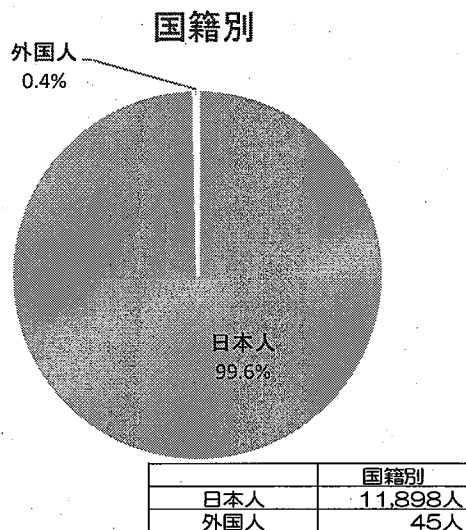
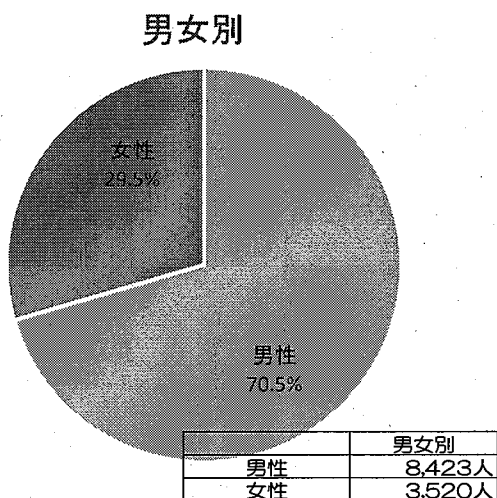
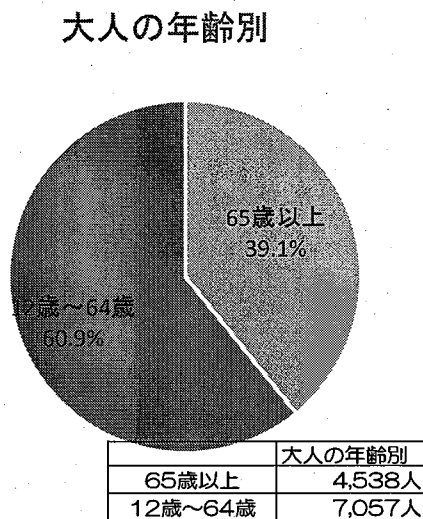
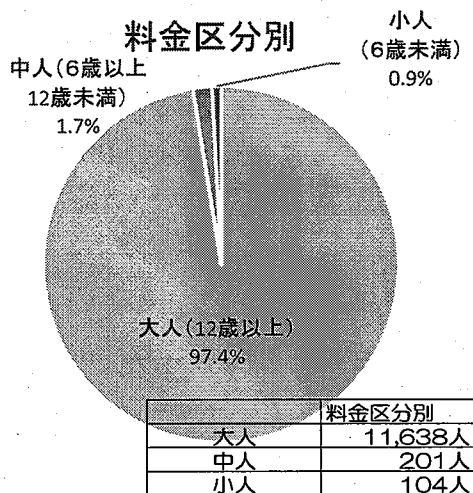


**【13 ページ解説】**

**令和5年公衆浴場経営実態調査による1週間当たりの入浴者数**

○令和5年4月1日～7日の一週間、県下25公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が70.5%、女性客が29.5%。国籍別では、日本人が99.6%、固定・新規別では、固定客が75.8%、一見客が24.2%となっています。

<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）



<調査実施期間>  
 令和5年4月1日～7日  
 の一週間、目視により実施。

<調査対象施設>  
 県下25公衆浴場

**【15 ページ解説】**

**<参考> 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）**

○13 ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したものです。

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）  
（物価統制令の適用を受ける施設数）

令和5年4月1日現在

（単位：軒）

時点 市町名	施設数										本年度施設数の前年対比	組合組織率
	元.4.1	27.4.1	28.4.1	29.4.1	30.4.1	31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1		
横浜市	281	82	79	73	67	64	60	56	55	52	△ 3	100%
鶴見区	58	16	16	16	14	13	12	11	11	10	△ 1	
神奈川区	35	8	8	8	7	7	7	7	6	6	0	
西区	26	6	6	6	5	5	5	4	4	4	0	
中区	31	11	11	9	9	9	8	8	9	9	0	
南区	44	9	9	8	8	7	7	7	7	7	0	
港南区	7	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	
保土ヶ谷区	15	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	
旭区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
磯子区	16	9	8	8	7	6	4	3	3	3	0	
金沢区	14	3	3	2	2	2	2	2	2	2	0	
港北区	17	10	9	7	7	7	7	7	7	5	△ 2	
緑区	3	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
戸塚区	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
栄区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
川崎市	164	52	48	47	44	37	35	35	35	35	0	100%
川崎区	56	21	19	19	18	15	14	14	16	16	0	
幸区	35	12	11	10	9	8	8	8	6	6	0	
中原区	36	7	6	6	6	5	5	5	5	5	0	
高津区	23	8	8	8	7	6	5	5	5	5	0	
宮前区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
多摩区	12	3	3	3	3	2	2	2	2	2	0	
麻生区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
相模原市	15	6	6	6	6	6	6	6	6	6	0	100%
横須賀市	63	22	19	18	16	15	15	14	13	13	0	100%
平塚市	16	2	2	2	2	2	2	1	1	1	0	100%
鎌倉市	11	5	5	5	5	5	5	5	5	4	△ 1	100%
藤沢市	10	3	3	3	3	3	3	3	3	2	△ 1	100%
小田原市	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
茅ヶ崎市	8	2	2	2	2	2	1	1	0	0	0	
逗子市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
三浦市	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
秦野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚木市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大和市	10	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	100%
伊勢原市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海老名市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
座間市	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	100%
葉山町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寒川町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大磯町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二宮町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	608	183	172	163	152	141	134	128	125	120	△ 5	

**【17 ページ解説】**

**神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）**

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。令和5年4月1日現在の施設数は120軒で、  
昨年同期と比べると5軒が廃業しております。

神奈川県公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備 考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂 なし率
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	
S48	S 48. 7.21	55	20	10	5	大人・中人差額5円助成	304	32	48	25.5%
49	S 49. 6. 1	80	25	15	↓	大人・中人差額5円助成	251	26	35	
50	S 50. 4. 1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	S 50. 6. 1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	S 51. 6. 1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	S 52. 6. 1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	S 53. 6. 1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1%
54	S 54. 6. 1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	S 55. 6. 1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	S 56. 6. 1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	S 57. 6. 1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	S 58. 6. 1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8%
59	S 59. 6. 1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	S 60. 6. 1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	(協議会開催せず)			
62	S 62. 6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	S 63. 6. 1	280	120	↓	—	洗髪料廃止	158	18	16	7.5%
H元	H 元. 6. 1	295	135	↓	—	元.4.1～ 消費税3%	150	16	12	
2	H 2. 6. 1	310	140	↓	—		146	14	10	
3	H 3. 6.15	320	↓	↓	—		141	12	9	
4	H 4. 6. 1	330	150	70	—		134	7	5	
5	H 5. 6. 1	340	160	↓	—		119	6	4	4.4%
6	H 7. 1. 1	350	170	↓	—		113	5	4	
7	H 7. 9. 1	360	↓	↓	—		113	4	3	
8	H 8. 6.20	370	↓	↓	—		104	4	3	
9	H 9. 7.18	385	↓	↓	—	H9.4.1～ 消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	2.2%
11	H 11. 8. 1	390	↓	↓	—		87	3	2	
12	H 12. 8. 1	400	180	80	—		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	—		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	—		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	1.6%
16	据置	↓	↓	↓	—		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	—		95	2	1	
18	H 18. 8. 1	430	↓	↓	—		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	—		89	1	1	
20	H 20. 8. 1	450	↓	↓	—		90	2	2	1.0%
21	据置	↓	↓	↓	—		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	—		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	—		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	—		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	—		62	2	2	調査廃止 *
26	H 26. 9. 1	470	200	100	—	H26.4.1～ 消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	—		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	—		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	—		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	—		64	2	2	
R元	据置	↓	↓	↓	—		71	2	1	
2	R 2. 9. 1	490	↓	↓	—	R元.10.1～消費税10%	68	2	1	
3	据置	↓	↓	↓	—		68	2	1	
4	R 4. 9. 1	500	↓	↓	—		68	1	1	
5							67	1	1	

(参考)

県内 R5.9.1推計世帯数	4,350,726 世帯	推計人口	9,231,427 人	2.12 人(推定)/1世帯あたり
推定自家風呂なし世帯数	45,622 世帯	(「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯＝)		1.0%
↳人口に換算すると		45,622 人	～	96,801 人
		↳*H25からは、調査項目からはずされた		

**【19 ページ解説】**

**神奈川県のパ衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移**

○現在の入浴料金は、大人500円、中人200円、小人100円で、令和4年9月に改定されました。

## 県内公衆浴場の廃業の状況

### (1) 過去5年間の理由別廃業状況

年度	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病氣立退き等	計
H30		2	2	2	10	16
R1		1	4	3	0	8
R2		3	2	2	1	8
R3		0	0	1	4	5
R4		1	0	4	1	6
計		7	8	12	16	43

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

### (2) 令和4年度 理由別、市別廃業状況

市名	理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病氣立退き等	計
横浜市		1		3		4
鎌倉市				1		1
藤沢市					1	1
計		1	0	4	1	6

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。



**【21 ページ解説】**

**県内公衆浴場の廃業の状況**

- 「(1) 過去5年間の理由別廃業状況」及び「(2) 令和4年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

令和5年10月1日現在

区分 都道府県名	大人		中人		小人		洗 髪	実施年月日	
	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金	( ) 内、改定前の料金		直近改定日	(前回の改定日)
東京	520	(500)	200	(200)	100	(100)	- (-)	R5.7.1	(R4.7.15)
大阪	520	(490)	200	(200)	100	(100)	- (-)	R5.8.28	(R3.8.25)
<b>神奈川</b>	<b>500</b>	<b>(490)</b>	<b>200</b>	<b>(200)</b>	<b>100</b>	<b>(100)</b>	<b>- (-)</b>	<b>R4.9.1</b>	<b>(R2.9.1)</b>
岐阜	500	(460)	180	(160)	100	(80)	- (-)	R5.4.1	(R元.10.1)
愛知	500	(460)	180	(150)	100	(70)	- (-)	R5.4.1	(R4.4.1)
北海道	490	(480)	150	(140)	80	(70)	- (-)	R5.10.1	(R元.10.1)
兵庫	490	(450)	180	(160)	80	(60)	- (-)	R5.2.1	(R元.10.1)
石川	490	(460)	130	(130)	50	(50)	- (-)	R5.4.1	(R2.3.1)
静岡	490	(450)	200	(180)	100	(90)	- (-)	R5.10.1	(R元.10.1)
滋賀	490	(450)	150	(150)	100	(100)	- (-)	R5.5.1	(R2.5.1)
京都	490	(450)	150	(150)	60	(60)	- (-)	R4.10.1	(R元.10.1)
福岡	480	(450)	200	(180)	100	(70)	- (-)	R5.4.1	(R元.10.1)
奈良	480	(440)	200	(160)	100	(80)	- (-)	R5.10.1	(R元.10.1)
千葉	480	(450)	170	(170)	70	(70)	- (-)	R4.9.15	(R元.10.1)
青森	480	(450)	170	(150)	80	(60)	- (-)	R5.4.10	(H28.3.1)
新潟	480	(440)	150	(150)	70	(70)	- (-)	R5.1.1	(R2.4.1)
埼玉	480	(450)	180	(180)	70	(70)	- (-)	R4.10.1	(R2.4.1)
広島	480	(450)	200	(200)	100	(100)	- (-)	R4.11.1	(R元.10.1)
宮城	480	(440)	160	(140)	90	(80)	- (-)	R5.1.1	(H27.4.1)
岩手	480	(430)	170	(170)	80	(80)	- (-)	R2.4.1	(H27.1.1)
富山	470	(440)	150	(140)	70	(60)	- (-)	R5.4.1	(R元.10.1)
三重	470	(440)	150	(150)	70	(70)	- (-)	R5.4.1	(R3.1.1)
栃木	460	(420)	200	(180)	100	(90)	- (-)	R5.2.15	(H26.7.15)
秋田	460	(360)	130	(130)	90	(90)	- (-)	H31.1.1	(H12.4.1)
福島	450	(400)	150	(150)	90	(90)	- (-)	H30.4.1	(H19.9.1)
福井	450	(430)	160	(160)	70	(70)	- (-)	R2.4.1	(H26.11.20)
徳島	450	(400)	150	(150)	70	(70)	- (-)	R5.1.1	(H26.12.1)
鳥取	450	(400)	150	(150)	80	(80)	- (-)	R3.4.1	(H26.4.21)
山口	450	(420)	160	(150)	80	(80)	- (-)	R4.5.1	(H27.4.10)
高知	450	(400)	150	(150)	60	(60)	- (-)	R5.10.1	(H26.12.1)
香川	450	(400)	150	(150)	60	(60)	- (-)	R5.10.1	(H27.12.1)
群馬	450	(400)	200	(180)	100	(80)	- (-)	R5.8.1	(H26.9.1)
熊本	450	(400)	150	(150)	80	(80)	- (-)	R4.11.1	(H26.12.1)
岡山	450	(430)	200	(160)	100	(70)	- (-)	R4.12.1	(R元.10.1)
愛媛	450	(400)	150	(150)	60	(60)	- (-)	R5.4.1	(H26.9.1)
和歌山	440	(420)	150	(150)	80	(80)	- (-)	R元.10.1	(H21.2.1)
長野	440	(400)	150	(150)	70	(70)	- (-)	R5.4.1	(H26.3.1)
島根	430	(350)	160	(130)	90	(70)	- (-)	R5.5.1	(H17.9.6)
大分	430	(380)	160	(150)	80	(70)	- (-)	R4.12.27	(H19.1.12)
山梨	430	(400)	170	(170)	70	(70)	- (-)	R元.12.1	(H21.2.1)
鹿児島	420	(390)	150	(150)	80	(80)	- (-)	R元.10.1	(H24.10.1)
長崎	400	(350)	150	(150)	80	(80)	- (-)	R5.4.1	(H19.3.15)
沖縄	370	(200)	170	(170)	100	(100)	- (30)	H18.2.11	(S55.11.6)
宮崎	350	(300)	130	(130)	60	(60)	- (-)	H20.2.1	(H9.4.1)
茨城	350	(300)	130	(130)	70	(70)	- (-)	H10.3.1	(H5.3.1)
山形	300	(250)	120	(120)	80	(80)	- (50)	H7.4.1	(H4.7.1)
佐賀	280	(230)	130	(130)	80	(80)	50 (50)	H8.2.15	(H2.3.1)

※1 ( )は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

【23 ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

- 令和5年10月1日現在、本県の大人料金は東京都、大阪府について、全国で3番目に高い額となっております。
- なお、大人料金を同じ500円で設定している自治体は、岐阜県と愛知県です。

主 管 課	助 成 内 容				4 年 度 予 算 額																	
健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	<b>1 公衆浴場設備整備費補助</b> 公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。				34,598																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">補助対象事業</th> <th style="background-color: #cccccc;">補助対象限度額 (千円)</th> <th style="background-color: #cccccc;">補助率</th> <th style="background-color: #cccccc;">補助限度額 (千円)</th> <th style="background-color: #cccccc;">主な対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 装 設 備</td> <td>3,000</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1/3 以内</td> <td>1,000</td> <td>浴室、脱衣室、冷房設備、 ラントリー等</td> </tr> <tr> <td>外 装 設 備</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> <td>煙突、塗装、屋根、外壁、塀等</td> </tr> <tr> <td>給 水 湯 設 備</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> <td>釜、配管、ろ過器等</td> </tr> </tbody> </table>				補助対象事業	補助対象限度額 (千円)	補助率	補助限度額 (千円)	主な対象設備	内 装 設 備	3,000	1/3 以内	1,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ラントリー等	外 装 設 備	3,000	1,000	煙突、塗装、屋根、外壁、塀等	給 水 湯 設 備	3,000	1,000	釜、配管、ろ過器等
補助対象事業	補助対象限度額 (千円)	補助率	補助限度額 (千円)	主な対象設備																		
内 装 設 備	3,000	1/3 以内	1,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ラントリー等																		
外 装 設 備	3,000		1,000	煙突、塗装、屋根、外壁、塀等																		
給 水 湯 設 備	3,000		1,000	釜、配管、ろ過器等																		
	<b>2 公衆浴場施設整備等資金利子補給</b>				0																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">補助対象資金</th> <th style="background-color: #cccccc;">補給率</th> <th style="background-color: #cccccc;">補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )</th> <th style="background-color: #cccccc;">【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">日本政策金融公庫資金等</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">【設備 資金】 利率の 1/2</td> <td>施設整備 80,000</td> <td>融資額 10,000千円以下      5年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">借地契約 更新 40,000</td> <td>融資額 10,000千円～ 40,000千円以下      10年</td> </tr> <tr> <td>融資額 40,000千円超      12年</td> </tr> </tbody> </table>				補助対象資金	補給率	補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )	【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )	日本政策金融公庫資金等	【設備 資金】 利率の 1/2	施設整備 80,000	融資額 10,000千円以下      5年	借地契約 更新 40,000	融資額 10,000千円～ 40,000千円以下      10年	融資額 40,000千円超      12年	前年度 (0)						
補助対象資金	補給率	補 助 対 象 限 度 額 ( 千 円 )	【 設 備 資 金 】 補 給 期 間 ( 千 円 )																			
日本政策金融公庫資金等	【設備 資金】 利率の 1/2	施設整備 80,000	融資額 10,000千円以下      5年																			
		借地契約 更新 40,000	融資額 10,000千円～ 40,000千円以下      10年																			
			融資額 40,000千円超      12年																			
	<b>合 計</b>				34,598 対前年比 100.0% 前年度 (34,598)																	

令和5年度県内各市の公衆浴場対策

令和5年4月1日現在

市名	対象浴場数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資産税減免措置	その他の助成制度
		制度の概要	令和5年度予算額	上水道	下水道		
			(千円)※				
横浜市	52	施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	23,112			○ 減免率 2/3	・都市計画税減免 ・燃料としての廃材供給
		確保浴場対策事業(500m以内に公衆浴場がなく、客数120人/日以下の施設に対し30,000円補助/1施設)	5,100				
		衛生向上対策事業	13,156				
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助)	624	○	○		
		利用促進対策費	2,134				
		施設整備貸付利子補給事業	200				
		高齢者優待入浴事業	10,504				
	小計	54,830					
川崎市	32	経営安定補助金	3,744			○	
		設備整備補助金	12,850				
		利用者促進事業補助金	1,700				
		水道料金補給金	4,118	○	○		
		下水道料金補給金	1,382				
		敬老入浴デー事業費	51,998				
		(せんとう健康長寿応援プログラム事業含む)					
	小計	75,792					
相模原市	6	公衆浴場設備整備費補助金	99	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		小計	99				
横須賀市	13	施設整備費補助	800			○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	400	○	○		
		無料入浴券交付(65歳以上の独居高齢者対象)	42,787				
		小計	44,137				
鎌倉市	4	高齢者入浴券交付(230円に割引、65歳以上に年間72枚)	9,460			○ 1m <sup>3</sup> 5円 *使用水量を減免	都市計画税減免5/6
		デイ銭湯(1回の利用料金300円、65歳以上が対象)	3,023	(○)			
		公衆浴場設備整備費補助金	645				
		小計	13,128				
藤沢市	2	施設整備補助金	800			○ 減免率 2/3	都市計画税減免
		運営費補助(広報活動等)	416				
		事業補助(ふれあい入浴事業)	16,244	(○)	○		
		事務補助(交流事業)	60				
		小計	17,520				

小田原市	1	施設整備費補助金	100	○	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		利用促進事業費補助金	25				
小計			125				
逗子市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成 (150円に割引)	8,876	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		小計	8,876				
大和市	3	公衆浴場施設整備費補助金	624	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		浴場組合補助金	90				
		高齢者入浴サービス委託	5,238				
小計			5,952				
合 計 (9市)			220,459	4 (5)	9	8	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す(合計欄では外数)

(参考) 令和4年度予算額 (231,688千円) に対する令和5年度予算額の割合: 95.2%

※補助金(県+市町村)合計額の令和4年度予算額に対する令和5年度予算額の割合

$$\frac{(34,598千円+220,459千円)}{(34,598千円+231,688千円)}=95.8\%$$

【25～27 ページ解説】

### 県及び県内各市の公衆浴場対策

○補助金（県+市町村）合計額の令和4年度予算額に対する令和5年度予算額の割合は、95.8%でした。

## 神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 学識経験者     | 11人 |
| (2) 公衆浴場利用者   | 3人  |
| (3) 公衆浴場営業者   | 2人  |
| (4) 関係行政機関の職員 | 5人  |

- 2 委員の選任期間は2年とする。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

### (委員の代理出席)

第5条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は委員とみなす。

### (協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

- 2 会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。
  - (1) 出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。
  - (2) 第4条第1項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

- 2 協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月25日（当日が閉庁日の場合は前閉庁日。）に支給する。ただし、これにより難しい場合は、別途定める。

### (実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。



附則

- 1 この要綱は、昭和48年12月3日から実施する。
- 2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 委員改選後第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。



別表 1

## 経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科 目	内 容	
収 入	入浴料金収入	
	附帯事業収入	石鹸、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営業外収入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補助金	県、市町から交付される補助金。
	合 計	
経 費	人 件 費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	( 事 業 主 )	
	( 従 業 員 )	
	用 水 費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃 料 費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光 熱 費	電気使用料。
	備品消耗品費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅 費 交 通 費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会費及び交際費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保 険 料	施設の火災保険料。
	賃 借 料	借地料、借家料。
	修 繕 費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚 生 費	福利厚生費。
	減 価 償 却 費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建 物 再 調 達 費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公 租 公 課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支 払 利 子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特 別 損 失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑 費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附 帯 事 業 費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
合 計		
資 本 報 酬	自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）	
附 帯 事 業 報 酬	附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費	
支 出 合 計	支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬	
過 不 足 額	過不足額＝支出合計－収入合計	

別表2

## 令和5年度政府経済見通し「主要経済指標」

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対前年度比増減率					
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	550.5	560.2	571.9	2.4	2.5	1.8	1.7	2.1	1.5
民間最終消費支出	296.2	312.9	323.0	2.7	1.5	5.6	2.8	3.2	2.2
民間住宅	21.1	21.3	21.7	6.3	▲1.1	0.9	▲4.0	1.9	1.1
民間企業設備	90.1	97.5	103.5	4.7	2.1	8.2	4.3	6.2	5.0
民間在庫変動 ( )内は寄与度	1.1	1.9	1.8	(0.4)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(▲0.0)	(0.0)
政府支出	148.7	150.7	148.2	2.9	1.3	1.3	▲0.1	▲1.6	▲1.9
政府最終消費支出	119.0	121.3	118.6	4.5	3.4	1.9	1.0	▲2.2	▲2.3
公的固定資本形成	29.8	29.6	29.6	▲3.3	▲6.4	▲0.5	▲4.3	0.0	▲0.5
財貨・サービスの輸出	103.6	124.2	130.0	22.8	12.3	19.9	4.7	4.7	2.4
(控除)財貨・サービスの輸入	110.4	148.3	156.4	30.1	7.1	34.4	6.9	5.4	2.5
内需寄与度				3.6	1.8	4.9	2.3	2.5	1.6
民需寄与度				2.8	1.4	4.5	2.3	2.9	2.1
公需寄与度				0.8	0.4	0.4	▲0.0	▲0.4	▲0.5
外需寄与度				▲1.2	0.8	▲3.2	▲0.5	▲0.4	▲0.1
国民所得	395.9	409.9	421.4	5.5		3.5		2.8	
雇員報酬	289.5	295.7	304.7	2.1		2.1		3.0	
財産所得	27.4	27.6	27.8	6.6		0.6		0.8	
企業所得	79.0	86.5	88.9	19.5		9.5		2.7	
国民総所得	579.8	595.0	609.9	4.1	2.2	2.6	0.6	2.5	1.8
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,897	6,915	6,920		▲0.1		0.3		0.1
就業者数	6,706	6,738	6,753		0.1		0.5		0.2
雇用者数	6,013	6,056	6,067		0.2		0.7		0.2
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.8	2.5	2.4						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	5.8	4.0	2.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	7.1	8.2	1.4						
消費者物価指数・変化率	0.1	3.0	1.7						
GDPデフレーター・変化率	▲0.1	0.0	0.6						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	▲6.5	▲23.7	▲28.1						
貿易収支	▲1.6	▲19.6	▲23.3						
輸出	85.6	101.6	105.4		25.2		18.7		3.7
輸入	87.2	121.4	128.7		35.0		39.2		6.1
経常収支	20.3	8.3	7.3						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.7	1.5	1.3						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和3年度 (実績)	令和4年度	令和5年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	6.4	2.1	2.3
円相場(円/ドル)	112.4	138.5	142.1
原油輸入価格(ドル/バレル)	76.3	100.4	89.1

(備考) 1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、令和4年11月1日～11月30日の期間の平均値(142.1円/ドル)で同年12月以降一定と想定。

3. 原油輸入価格は、令和4年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(89.1ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。

令和5年11月20日

## 「 県への要望 」

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合  
理事長 安田 信篤

現組合員数 115 軒 (期首 121 軒)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に移行したものの、利用者数は流行する前の水準には戻っておりません。

加えて、物価の上昇や燃料費、光熱費の高騰に続き、令和5年10月1日より最低賃金の引き上げ等、公衆浴場の経営は危機的状況となっております。

その中、昨年より燃料高騰対策補助金で支援していただいておりますが、経営努力の範疇をこえ廃業が止まりません。このような状況下、当組合としては、料金改定はやむなしとの結論です。

つきましては、今後の廃業の歯止めとなる様に入浴料金以外の諸問題についても皆様のご理解をいただき、ご支援をお願いいたします。

入浴料金表		
大人	中学生以上	500円
中人	小学生	200円
小人	幼児	100円
令和4年9月	神奈川県知事告示料金	
優待入浴料金		
*共通入浴券10枚/1セット		
大人券	中学生以上	4,700円
中人券	小学生	1,900円
小人券	幼児	900円
*少子社会における子育て支援		
中学生	学生証提示割引	400円
幼児2名	保護者同伴割引	無料
神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合		

1. 令和4年度に続き、令和5年度も燃料高騰対策支援補助金にて支援していただいておりますが、今後とも経営に直接影響を受けるものに関しては早急な支援をお願いいたします。
2. コロナ補助金の影響で減額した施設整備費補助額を令和2年度の基準まで戻していただきたい。  
令和3.4.5年度 34,598千円  
(26~令和2年度 38,997千円・25年度 43,330千円・24年度 48,145千円・23年度 56,700千円・22年度 63,000千円・21年度 74,000千円)
3. 銭湯利用（家庭でNOバスデー）で、社会的に大きな問題である省エネとCO2削減を目指します。
4. 神奈川県と神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合との災害協定の締結をお願いします。災害時における被災者への無料入浴の提供や浴場水の生活用水への転用等に対して補助していただきたい。（防災マップ等に銭湯イメージ案内標識を載せて頂きたい。）
5. 幼稚園児から小学生まで、入浴体験を通して日本の生活文化と人とのふれあいを学ぶ場として活用していただきたい。
6. 「かながわ未病改善協力制度」に登録している施設である銭湯に行く事により、外出する開放感を味わい、人との出会いや会話を通じて心も体もリフレッシュすることで健康を維持できると考えます。高齢者の未病を治す取組みのひとつである社会参加の場として活用していただきたい。
7. 住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず、廃業が続く現状に歯止めをかける為にも、公衆浴場確保対策事業費補助の復活を要望します。
8. ヘルシーパーク（健康増進施設、サウナ室、多目的スペース設備等）設備費補助と利子補給の再開をお願いいたします。今や神奈川県の64.1%の銭湯がサウナを有しておりますが、特に昨今のサウナブームに相まって新しい客層の掘り起こしにサウナは欠かせないものとなっております。

9. 公衆浴場は地域コミュニティーの場として、また住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公衆的施設として、日常生活に欠かすことのできない存在であり、日本の伝統的文化の継承の場でもあります。そして公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、価格上限が規制されており、「神奈川県入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されています。このような役割を担う公衆浴場ですが、取り巻く環境は大変厳しい状況です。将来の消費税負担軽減のためにも、消費税 10%（国税 7.8%、地方税 2.2%）となる地方税分を神奈川県より補助してもらいたいと思います。

各担当委員会・部局でのご理解とご協力を、お願いいたします。

